

介護報酬改定を答申、指定基準で「福祉用具サービス計画」の作成規定

厚生労働省は1月25日、介護報酬改定案を社会保障審議会に諮問。同日、社会保障審議会介護給付費分科会（分科会長は大森彌・東大名誉教授）がこれを審議し、大筋で了承。改定案を小宮山洋子厚生労働大臣に答申した。これにより4月から施行される新たな介護報酬が決定した。同時に、指定基準の改正の概要も示され、懸案の個別サービス計画は、新たに「福祉用具サービス計画」という名称となって、義務化を明記すると共に、同計画の基本的な事項が示された。



会場の様子

福祉用具サービス計画、モニタリングによる計画の見直しも規定

3年ごとに行われる介護報酬の改定は今回で4回目となる。今回は診療報酬との同時改定となることから、医療と介護の機能強化・連携などを目玉にした内容。改定率は、在宅1.0%、施設0.2%の増で、全体で1.2%増の内容となっている。また、介護給付費分科会では、報酬改定と同時に、介護サービスの指定基準も審議してきたが、指定基準の見直しの概要も併せて示された。この中で、福祉用具貸与と販売では、本会が普及・啓発に努めてきた福祉用具個別援助計画が、名称を「福祉用具サービス計画」として、作成規定が新たに設けられることになった。同概要によると、福祉用具サービス計画は、「指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した」計画として、基本的な定義を示している。また、ケアプランとの関係では、「居宅サービス計画が作成されている場合は、これに沿って作成」としている。これを読み替えると、福祉用具サービス計画が先行して作成されることも想定する内容。一方、利用者との関係では、個々に「同意」を得るとともに、計画書を「交付」することも求めている。なお、本会では「モニタリング」の普及にも努めてきたが、この点については、「福祉用具サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具サービス計画の変更を行う」として、モニタリングによる計画の見直しについても触れている。指定基準は3月にも省令として告示される予定。

自動排泄処理装置がレンタル、報酬改定の検証体制も整備

昨年、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」（座長＝山内繁・早稲田大学研究推進部参与、本会特別顧問）が、介護保険の対象となる福祉用具・住宅改修の追加種目の検討を行い、介護給付費分科会に、現行、販売対象である「自動排泄処理装置」を貸与にすることが妥当との報告をしていた。これが今回の報酬改定で正式に決定された。会議で示された福祉用具貸与費の算定基準では、要介護度4以上を給付対象とし、具体的な状態像は、排便と移乗において全介助を必要とするもの、としている。対象品目の追加による福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与の改正告示は3月に示される予定。また、次回の介護報酬改定は平成27年度だが、厚生労働省では、今回の報酬改定の効果検証や、実態調査等を行うため、社会保障審議会介護給付費分科会に「介護報酬改定検証・研究委員会（仮称）」を設置することにした。

なお、本会では、会員や福祉用具関係者のため、今後ともホームページで制度改正情報を随時提供していきます。